

<翻 訳>

宗教問題条例（中国）
（「宗教事務条例」）

石 川 賢 作 訳

第一章 総則

第一条 公民の宗教信仰の自由を保障し、宗教的和睦と社会的調和を擁護し、宗教管理を規範化するために、憲法と関係法令に基づいて、本条例を制定する。

第二条 公民は宗教信仰の自由を有する。

いかなる組織あるいは個人も公民に宗教の信仰あるいは不信仰を強制してはならず、宗教を信仰する公民（以下、信仰公民という）あるいは信仰しない公民（以下、非信仰公民という）を差別してはならない。

信仰公民と非信仰公民、異なる宗教を信仰する公民どうしは相互に尊重し、睦まじく共存しなければならない。

第三条 国家は法律に基づいて、正常な宗教活動を保護し、宗教団体、宗教活動の会場と信仰公民の合法的権益を保護する。

宗教団体、宗教活動の会場、および信仰公民は憲法、法律、法令、規則を遵守し、国家の統一と民族の団結、社会の安定を守らねばならない。

いかなる組織あるいは個人も宗教を利用して社会の秩序を破壊し、公民の身体的健康を損ない、国家の教育制度を妨害し、また、その他の国家の利益、社会の公共的利益および公民の合法的権益活動を妨害してはならない。

第四条 各宗教は独立・自主・自弁の原則を堅持し、宗教団体、宗教活動会場、及び宗教的事業は外国勢力の支配を受けない。

宗教団体、宗教活動会場、宗教教職者は、友好、平等の基礎の上に対外交流を展開する。その他の組織あるいは個人は対外経済、文化などの協力・交流活動の中で、宗教的条件が付加されることを受けいれてはならない。

第五条 県レベル以上の人民政府の宗教管理部門は、国家の利益と社会公共の利益に関わる宗教管理については法律に依って行政管理を行ない、県レベル以上の人民政府のその他の関係部門は、各自の職責の範囲内において、法に依り関連する行政管理工作の責任を負う。

各レベルの人民政府は宗教団体、宗教活動会場および信仰公民の意見を聴取し、宗教管理工作を調和的に行なわなければならない。

第二章 宗教団体

第六条 宗教団体の設立、組織の変更、および取り消しについては《社会团体登記管理条例》の規定に従って登記を行なわねばならない。

宗教団体の規定は《社会团体登記管理条例》の関係規定に適合せねばならない。

宗教団体が法律に依って活動する場合は、法律の保護を受ける。

第七条 宗教団体は国家の関連法令に基づいて宗教の内部資料的出版物を編纂、印刷することができる。宗教的出版物を公開発行するには国家の出版管理規定に従って行なう。

宗教的内容にわたる出版物は、《出版管理条例》の規定に従わねばならず、また、下記の内容を含んではならない。

- (一) 信仰公民と非信仰公民の良好な交際を破壊するもの。
- (二) 異なる宗教間の平和と宗教内部の平和を破壊するもの。

- (三) 信仰公民あるいは非信仰公民を差別，侮辱するもの。
- (四) 宗教の原理主義を宣揚するもの。
- (五) 宗教の独立・自主・自弁の原則に違反するもの。

第八条 宗教学院の設立は，全国的な宗教団体から国務院の宗教管理部門に申請書を提出するか，あるいは省，自治区，直轄市人民政府の宗教団体を経て，宗教学院設立予定所在地の省，自治区，直轄市の人民政府宗教管理部門に申請書を提出する。省，自治区，直轄市の人民政府宗教管理部門は，申請を受け付けた日から三〇日以内に意見を定め，同意できるものについては国務院宗教管理部門に報告し，審査認可を受ける。

国務院宗教管理部門は，全国的な宗教団体の申請あるいは省，自治区，直轄市人民政府の宗教管理部門が，設立する宗教学院の申請をうけてから六〇日以内に認可あるいは不認可の決定を行なう。

第九条 宗教学院の設立に当たっては，下記の条件を備えなければならない。

- (一) 明確な教職者・学生の養成目標，学院運営の規則とカリキュラムを有すること。
- (二) 養成条件を満たす学生数を有すること。
- (三) 必要な学院経営資金と経費の財源を有すること。
- (四) 教学の任務と学院経営の規模に必要な教学の会場と施設・設備を有すること。
- (五) 専任の学院責任者と資格を有する専任教員および内部管理組織を有すること。
- (六) 構成が合理的であること。

第一〇条 全国的な宗教団体は当該宗教の必要に応じ，規則に基づいて，宗教留学生の派遣と受け入れができる。

第一条 イスラム教を信仰する中国公民の国外巡礼は、イスラム教の全国的団体が責任を負って組織する。

第三章 宗教活動の会場

第一条 信仰公民の集団宗教活動は、原則として登記を経た宗教活動会場（仏教寺院、道教寺院、イスラム寺院、あるいは教会堂及びその他の固定的な宗教活動会場）で行ない、宗教活動の会場あるいは宗教団体が組織し、宗教教職者あるいは当該宗教団体が規則で定める責任者が、教義・教則に沿って執り行なうべきである。

第一条 宗教活動会場設立の準備は、宗教活動会場設置予定地の県レベルの人民政府宗教管理部門に申請書を提出する。県レベルの人民政府宗教管理部門は申請を受けた日から三〇日以内に、同意予定のものについては市レベルの宗教管理部門に報告し審査・批准を求める。

設置地域の市レベルの人民政府宗教管理部門は、県レベルの人民政府宗教管理部門の報告を受けてから三〇日以内に、設置同意予定の仏教寺院、道教寺院、イスラム寺院、教会堂について、審査意見を提出し、省、自治区、直轄市人民政府宗教管理部門に審査・認可を求める。その他の固定的宗教活動会場の設置に対しては、許可または不許可の決定を行なう。

省、自治区、直轄市人民政府の宗教管理部門は仏教寺院、道教寺院、イスラム寺院、教会堂の設立同意予定の報告を受けた日から三〇日以内に認可あるいは不認可の決定を行なう。

宗教団体は宗教活動会場の設立申請が認可を受けてから、はじめて当該宗教活動会場の建設準備事項を執り行なうことができる。

第一条 宗教活動会場設立に当たっては、以下の条件を備えねばならない。

(一) 設置趣旨が本条例の第三条、第四条の規定に反しないこと。

- (二) 現地の信仰公民が常に集団的宗教活動を必要としていること。
- (三) 宗教活動を行なう宗教教職者あるいは当該宗教の規定するその他の要員を有すること。
- (四) 必要な資金を有すること。
- (五) 配置が合理的であり、周辺の企業や住民の正常な生産、生活を妨げないこと。

第一五条 宗教活動の会場は設立の許可を受け、準備と建設が完了した後、所在地の県レベルの人民政府宗教管理部門に登録を申請しなければならない。県レベルの人民政府宗教管理部門は、申請を受け付けた日から三〇日以内に当該宗教活動会場の管理組織、規則制度の制定などの進行について審査を行なわねばならず、条件を満たしたものについては登録を行ない、《宗教活動会場登記証》を交付する。

第一六条 宗教活動会場の合併、分離、終了あるいは登記内容の変更は原登記管理機関で相応の変更登記手続きを行なう。

第一七条 宗教活動の会場には、管理組織を設置し民主的管理を実行しなければならない。宗教活動会場の管理組織のメンバーは民主的協議を経て推薦され、当該地の登記管理機関に報告記録される。

第一八条 宗教活動の会場は、内部管理を強化し、法律、法令、規則の定めに従って、人員、財政、会計、治安、消防、文化財保護、衛生防疫などの管理制度を健全なものにし、当該地人民政府の関連部門の指導、監督、検査を受けなければならない。

第一九条 各人民政府の宗教管理部門は、各宗教活動会場の法律、法令、規則遵守の状況、会場管理制度の設置と実行の状況、登録項目の変更状況、

及び宗教活動と渉外活動の状況について、監督検査を行なわねばならない。宗教活動の会場は宗教管理部門の監督、検査を受け入れねばならない。

第二〇条 宗教活動の会場は各宗教の慣習に従って公民の寄附を受けることが出来るが、強要あるいは強制割り当てをしてはならない。

非宗教団体、非宗教会場は宗教活動を組織、実行してはならず、宗教的な寄附を受けてはならない。

第二一条 宗教活動会場内では、宗教用品、宗教芸術品、および宗教出版物を販売できる。

登記によって宗教活動会場となった仏教寺院、道教寺院、イスラム寺院、教会堂（以下、寺觀教堂とよぶ）は国家の関連法令に基づいて、宗教の内部資料的出版物を編集出版できる。

第二二条 省、自治区、直轄市を越えて、宗教活動会場の収容規模を超える大規模宗教活動を行なうか、あるいは宗教活動会場以外で大規模宗教活動を行なうには、主催宗教団体、寺觀教堂が挙行の三〇日前に、大規模宗教活動をおこなう地域の省、自治区、直轄市人民政府の宗教管理部門に申請を行なわねばならない。省、自治区、直轄市の人民政府宗教管理部門は、申請を受け付けてから十五日以内に、許可あるいは不許可の決定をしなければならない。

大規模宗教活動は許可通知書に記載された条件に従い、宗教儀礼によって執り行なわねばならず、本条例の第三条、第四条の規定に違反してはならない。主催宗教団体、寺觀教堂は不測の事故の発生防止に有効な措置をとらねばならない。大規模宗教活動を行なう地方の郷、鎮人民政府と県レベル以上の地方人民政府の関係部門は、それぞれの職責に従って必要な管理を行ない、大規模宗教活動の安全かつ秩序ある実施を保障しなければならない。

らない。

第二三条 宗教活動会場は、当該会場における重大な事故あるいは宗教的禁忌に違反するなど、信仰公民の宗教感情を傷つけ、民族的団結を破壊し、社会の安定に影響する事件の発生を防がねばならない。

上に列挙した事故あるいは事件が発生した場合には、宗教活動会場はただちに所在地の県レベルの人民政府の宗教管理部門に報告しなければならない。

第二四条 宗教団体、寺觀教堂が宗教活動会場外に大型の露天宗教像を建立するときは、省、自治区、直轄市の宗教団体が省、自治区、直轄市人民政府の宗教管理部門に申請書を提出しなければならない。省、自治区、直轄市人民政府の宗教管理部門は、申請を受けつけてから三〇日以内に意見を出し、同意するものについては、国務院宗教管理部門の審査を求める。

国務院宗教管理部門は宗教活動会場外に大型露天宗教像を建立するとの申請を受けてから六〇日以内に許可または不許可の決定をしなければならない。

宗教団体、寺觀教堂以外の組織及び個人は大型の露天宗教像を建立することはできない。

第二五条 関係団体と個人が宗教活動会場内に建築物を改築あるいは新築して、商業販売網を設置し、陳列展覧を行ない、映画・テレビの撮影などを行なうには、事前に当該宗教活動会場と所在地の県レベル以上の地方人民政府宗教管理部門の同意を得なければならない。

第二六条 宗教活動会場を主要な観光内容とする風景名勝地域は、その所在地の県レベル以上の地方人民政府が、宗教活動会場と庭園、文物、観光などの面の利益関係を調整、処理し、宗教活動会場の合法的利益を守らな

ればならない。

宗教活動会場を主要な観光内容とする風景名勝地域の計画・建設は、宗教活動会場の風格、環境と調和しなければならない。

第四章 宗教教職者

第二七条 宗教教職者は宗教団体が認定し、県レベル以上の人民政府宗教管理部門に報告すれば、宗教教務活動に従事できる。

チベット仏教の活仏の伝承継位は佛教団体の指導のもとに、宗教儀式と歴史的制度に従って執り行ない、所在地の市レベル以上の人民政府宗教管理部門あるいは市レベル以上の人民政府の認可を求めなければならない。

カトリック教の司教はカトリック教の全国的宗教団体からの申請によって国务院宗教管理部門に登録される。

第二八条 宗教教職者が宗教活動会場の主要な教職を担当または離任するには、当該宗教団体の同意を得た後、県レベル以上の人民政府の宗教管理部門に登録しなければならない。

第二九条 宗教教職者が宗教活動を主宰し、宗教儀式を行ない、宗教典籍の整理を行ない、宗教文化研究を行なうなどの活動は、法律の保護を受ける。

第五章 宗教財産

第三〇条 宗教団体、宗教活動会場が合法的に使用する土地、合法的に所有あるいは使用する建物、造営物、施設及びその他の合法的財産、収益は法律の保護を受ける。

いかなる組織あるいは個人も、宗教団体、宗教活動会場の合法的財産を不法占有、奪取、横領、損壊、あるいは不法に封鎖、差し押さえ、凍結、没収、処分してはならず、宗教団体、宗教活動会場が占有、使用する文物

を損壊してはならない。

第三一条 宗教団体、宗教活動会場は、所有する建物と使用する土地について法律に従い県レベル以上の地方人民政府の不動産・土地管理部門に登録を申請して、所有権・使用权証書を受け、財産権の変更にあたっては直ちに変更手続を行なわねばならない。

土地管理部門は、宗教団体あるいは宗教活動会場の土地使用権の確定と変更にあたっては、当該レベルの人民政府宗教管理部門の意見を求めねばならない。

第三二条 宗教活動会場が宗教活動に使用する家屋・建築物及び付属の宗教教職者の生活用家屋は、譲渡、抵当、あるいは現物投資に供してはならない。

第三三条 都市計画あるいは重点プロジェクト建設のために宗教団体あるいは宗教活動会場の家屋、建築物の解体・移転を必要とする場合は、解体・移転者は当該宗教団体あるいは宗教活動会場と協議し、また、関係宗教管理部門の意見を求めなくてはならない。各方面との協議・同意により解体・移転するには、解体・移転者が解体・移転される家屋・建築物を再建するかあるいは国家の関係規定に基づいて解体・移転される家屋・建築物の市場評価価格によって補償しなければならない。

第三四条 宗教団体、宗教活動会場は法律に従って社会公益事業を営むことができ、それによる利益その他の合法的収入は、財務会計管理に納めたうえで、当該宗教団体あるいは宗教活動会場の趣旨にふさわしい活動および社会公益事業に用いねばならない。

第三五条 宗教団体、宗教活動会場は、国家の関係法令にそって国内外の組

織と個人から寄附を受け、宗教団体、宗教活動会場の趣旨に沿った活動に用いることができる。

第三六条 宗教団体、宗教活動会場は国家の財務、会計、税收管理制度のもとにおかれる。

宗教団体、宗教活動会場は、所在地の県レベル以上の人民政府宗教管理部门に財務収支状況と寄付金の受付、使用状況を報告し、また適切な方法によって信仰公民に公表しなければならない。

第三七条 宗教団体、宗教活動会場が設立を取り消しまたは活動を終了するにあたっては、財産を清算し、清算後の余剰財産は当該宗教団体あるいは宗教活動会場の趣旨にふさわしい事業に用いなければならない。

第六章 法律責任

第三八条 国家公務員が宗教事務管理工作の中で、職権を乱用し、職責をないがしろにし、汚職などをして犯罪を構成した場合は、法規によって刑事責任を追及される。なお犯罪を構成しない場合でも、法規により行政処分を受けることがある。

第三九条 公民に対する宗教信仰あるいは不信仰の強制や、宗教団体、宗教活動会場の正常な活動を攪乱するものには、宗教管理部门が改善を命じ、治安管理行為に違反するものには法規に基づき治安管理处罰を行なう。

宗教団体、宗教活動会場と信仰公民の合法的權益を侵犯するものは、法規により民事責任を負う。犯罪を構成するものは、法規により刑事責任を追及される。

第四〇条 宗教を利用して国家の安全、公共の安全に害を及ぼし、公民の人身上の権利や民主的権利の侵犯、または公私の財産を侵犯するなどの違法

活動によって犯罪を構成する者に対しては、法に依り刑事責任を追求する。犯罪を構成しない者に対しても、関係主管部門が法に依り行政罰を加えることができる。公民、法人あるいはその他の組織に損失を与えた者は、法に基づき民事責任を負う。

大規模な宗教活動の過程で公共の安全に対して危害を発生するか、あるいは社会秩序状況に重大な破壊をもたらした場合には、集会・デモ行進に関する法律・行政法規により、現場において処置と処罰を行なう。主催宗教団体、寺觀教堂の責任者については、登記管理機関においてその登記を取り消す。

無許可で大規模宗教活動を行なった場合は、宗教管理部門が活動停止を命ずる。違法な所得のある者については、その違法な所得を没収したうえ、さらに違法所得の同額以上三倍以下の罰金を科することができる。そのうち、大規模宗教活動で宗教団体、宗教活動会場が無許可で行なったものについては、登記管理機関がさらに当該宗教団体、宗教活動会場の直接責任を負う主管者の交代を命じることができる。

第四一条 宗教団体、宗教活動会場の行為が下記の一つに当たる場合は、宗教管理部門が改善を命じる。情状が比較的重い場合については、登記管理機関が当該宗教団体、宗教活動会場に直接責任をもつ主管人員の交代を命じる。情状の重い場合については、登記管理機関が当該宗教団体、宗教活動会場の登記を取り消す。非合法の財産を持つ場合は、これを没収する。

- (一) 規定による登記変更手続きまたは報告手続きをしていないもの。
- (二) 宗教活動の会場が、本条例の第十八条の規定に違反し、関係管理制度が未設定のもの、あるいは管理制度が条件に適合しないもの。
- (三) 宗教活動会場内で重大事故、重大事件が発生しながら、これを直ちに報告せず、重大な結果を発生させたもの。
- (四) 本条例第四条の規定に違反して、宗教の独立、自主、自弁の原則に違反したもの。

- (五) 国家の関係規定に違反して、国内外から寄附をうけたもの。
- (六) 登記管理機関の法に基づく監督管理の実施を受けることを拒否したもの。

第四二条 宗教的内容に関わる出版物で、本条例第七条第二項が禁止する内容に及ぶものは、関係責任団体および人員に対して関係主管部門が法に依り行政罰をあたえ、犯罪を構成するものについては法に依り刑事責任を追究する。

第四三条 無許可で宗教活動会場を設定した場合、宗教活動会場がすでに登記を抹消されているのに、なお宗教活動を行なった場合、あるいは無許可で宗教学院を設置した場合は、宗教管理部門が取り締まり、違法所得を没収する。違法な家屋、造営物があるものは、建設主管部門が法に依り処理する。治安管理中に違反する行為があれば、法に依り治安管理中処分を行なう。

非宗教団体、非宗教活動会場で宗教活動を組織、催行すること、宗教的寄附を受けることには、宗教管理部門が活動の停止を命じる。違法所得があればこれを没収する。情状の重いものは違法所得と同額以上、三倍以下の罰金を合わせて科することができる。

無許可で信仰公民の国外巡礼を組織する場合は、宗教管理部門が活動停止を命じる。違法所得があれば、これを没収し、合わせて違法所得と同額以上、三倍以下の罰金を科することができる。

第四四条 本条例に違反して大型の露天宗教像を造る場合、宗教管理部門が施行の停止を命令し、期限を定めて撤去する。違法所得があれば、これを没収する。

第四五条 宗教教職者が宗教教務活動の中で、法規に違反した場合、関係す

る法律上の責任追及のほかに、宗教管理部門が関係する宗教団体にその宗教教職者の身分の取り消しを求める。

偽宗教教職者が宗教活動を行なった場合、宗教管理部門が活動の停止を命ずる。違法所得があればこれを没収する。治安管理中に違反する行為をした者は、法により治安管理处分を受ける。犯罪を構成する者は、法により刑事責任を追及する。

第四六条 宗教管理部門の具体的行政行為に不服のものは、法により行政再審査を申請することがでる。行政再審査の決定に不服の者は行政訴訟を提起することができる。

第七章 付則

第四七条 中国内地と香港特別行政区、マカオ特別行政区、および台湾地区との宗教交流は、法律、行政法令、国家の関係規定にもとづいて行なう。

第四八条 本条例は二〇〇五年三月一日から施行する。一九九四年一月三十一日に国務院が公布した「宗教活動会場管理条例」は、これと同時に廃止する。

国務院「宗教問題条例」を公布

新華社十二月十八日電

二〇〇四年十一月三十日、国務院総理 温家宝は、国務院第四二六号令に署名し、「宗教問題条例」を公布し、二〇〇五年三月一日から正式に実施することになった。

「宗教問題条例」はわが国の宗教方面の総合的な行政法令である。この公布は、公民の宗教信仰の自由の権利保障、宗教間の和睦と社会的調和の維持、宗教管理の規範化について、すべて重要な意義をもっている。

宗教方面の法制を整備し、法によって宗教管理を管理することは、法によ

る国家統治の方略を貫徹し、法による行政を推進するための必然的な要求である。一九九四年に国務院が公布した「宗教活動会場管理条例」と「中華人民共和国国内外国人宗教活動管理規定」の両行政法令は、宗教信仰の自由保障と法による宗教管理の管理に重要な役割を果たした。わが国の経済社会の発展に伴い、宗教面には多くの新しい状況と問題が発生し、宗教方面の総合的行政法令の制定が客観的に要求されている。

憲法の関連法規に基づき、中国共産党第十六回大会で確立された宗教信仰自由の政策を全面的に貫徹し、法によって宗教問題を管理し、独立・自主・自弁の原則を堅持し、積極的に宗教を社会主義社会にふさわしい宗教工作の基本方針に導くため、「宗教問題条例」は宗教団体、宗教活動会場および信仰公民の合法的權益について明確に規定し、国家の利益と公共の利益に関わる宗教問題に規範を作り出した。

「宗教問題条例」の起草工作は六年にわたり、調査研究起草の過程で国務院の関係部門は論証を繰り返し、何回も専門テーマのシンポジウムを開催し、座談会で意見を求め、また、幾つかの国の宗教面での立法の経験を研究し参考とした。「宗教問題条例」は協議を繰り返し、広く衆知をあつめた結果であり、民主的立法の精神を體現したものである。

「宗教問題条例」の実施により、国務院が一九九四年に公布した「宗教活動会場管理条例」は同時に廃止される。「中華人民共和国国内外国人宗教活動管理規定」はなお有効である。

(二〇〇四年十二月十九日、『人民日報』)

訳者後書き

この「宗教問題条例」（「宗教事務条例」）はわが国の「宗教法人法」と比べても、簡略であり、そのことが宗教活動の責任の所在と範囲、あるいは手続きなどについても、解釈の上で問題を残すのではないかと感じます。大規模な宗教活動や外国との交流への警戒は、最近の情勢を見るうえでも一つの視点を提供するものですが、チベットを巡る問題の反面、最近中国を訪問

した宗教者は、寺院に若者が多く参詣していることに注目しています。この翻訳が専門家によってより精確なものにされ、中国の宗教信仰の事情がより多く紹介されることを望みます。